

また、後述するように、1915（大正4）年以降、全生病院では院長となった光田健輔のもと、男性入所者への断種手術がおこなわれ、他の療養所へも広まっていく。

さらに、職員の不足を補うために入所者は強制的に働かされた。強制労働の内容も、重症患者の付添い看護、包帯・ガーゼの洗濯再生、清掃、尿尿汲み取り、理髪、裁縫、木工、土工など多岐に及び、かなりの重労働であった。

療養所側は、隔離された入所者の気分転換になるとか、入所者同士の相互扶助の精神の発揚であるなどと言って強制労働を美化したが、本来は職員がおこなうべき作業を入所者に強制することにより、人件費を節減することが第一の目的であった。また、隔離により収入の道を奪われた入所者にとっても、労働によりわずかな収入を得ることができたので、療養所は、入所者の弱みにつけこむ形で、安価な労働力を確保したことになる。

療養所には、入所者に強制労働で得た賃金の一部を拠出させ、それを財源として、自宅からの送金がない入所者や、労働できない重症患者に救済金を支給する制度があり、こうした制度のもと、入所者は強制労働を心情的にも拒否できない状況に追い込まれていった。

このように入所者の労働は療養所の秩序のなかに組み込まれたため、入所者は療養するどころか、強制労働させられ、それにより病状が悪化するという事態も生じた。また、入所者に支払われるわずかな賃金は予算化されていなかったため、各療養所は、所内の費用のやりくりで賃金を確保しなければならず、強制労働が多くなればなるほど、食費や医療費などを削減して賃金を賄わなくてはならなくなった。強制労働が入所者自身の食事や医療を脅かしていたことになる。

開設当初の療養所の入所者の境遇については、内務省衛生局編『癩患者の告白』（1923年）が詳しい。同書は、1921（大正10）年4月、内務省衛生局が公立療養所長に対し、入所者の「告白」を収録させ、まとめたもので、「編纂に当りては特に原文の保存に留意し誤字、難解の個所と雖も文意の了解せらるゝ限りは可成修正を加へざること」とした。

懲戒検束権を握る療養所長のもとに提出する原稿に、入所者が率直な意見を書けたとは考えられないが、それでも、入所者の療養所への待遇改善の要望を読み取ることができる。「告白」を寄稿したのは101人で、具体的に改善希望を記しているのは25人（男性17人、性別不明8人）である。40歳の男性は「自分は入院前に於ては、此の療養所の総ての設備は、理想的に完全したるものと思料せり。然るに入院後初めて療養所と謂んよりも、寧ろ収容所の感あるを覚えたり」と語り、25歳の男性は、療養所当局に対し「我らを見る事罪人の如く取扱ひ、犬猫の如く全然人間的の待遇を受ける事できないのを口惜くも残念である。我らは病者である」「当局者は余りに高圧的である事を悲しくも残念に思ふものである。我らは病氣こそ有つては居れど、人間である」と告発し、「何処までも人間として取扱て貰ひたい」と訴えている。

このほか、夫婦室の設置や義務教育の実施など改善要望の項目は56件にも及ぶ。しかし、内務省はこれらの要望に応えようとはしなかった。すなわち、内務省は『癩患者の告白』で療養所の実態について把握しながら、改善しなかったのである。